

アドボケイトの独立性・守秘義務・専門性は2022年改正法に規定されたとは言いがたい

1. 独立性：法的な担保がない=構造的に脆弱

- ・児童福祉法改正により創設された「意見表明等支援事業」では、支援員が児童相談所・施設等から独立した立場であるべきという運用上の要請は存在するが、「独立性」が明文で法に規定されたわけではない。
- ・つまり、制度の設計理念としては継承されたが、法的担保は存在しない状態。
- ・実際、自治体の多くは支援員を行政委託事業で確保しており、「行政からの独立」とは言い難い構造になっている。
 - 例えば、一部自治体では元児童相談所職員や施設職員が支援員として再雇用されている例も報告されており、利益相反や役割の混線を招くおそれがある。

2. 守秘義務：法文化はされたが、例外規定と実効性の問題

- ・児童福祉法第34条の7の2において「守秘義務」が規定されたが、その実効性には問題が残る。
- ・特に以下の点が課題：
 - 守秘義務の対象範囲が限定的（行政委託職員に限るのか、民間委託先のボランティアにも及ぶのかが不明確）。
 - 罰則等の実効手段が整っておらず、子どもの信頼に基づく守秘が制度的に弱い。
 - 一部の自治体では、「子どもと約束していたが、行政に報告するよう圧力を受けた」という事例が報道されている。

3. 専門性：法的要件のないまま研修任せ=担保されていない

- ・「支援員には養成研修が必要」とはされているものの、それはあくまで努力義務・技術的助言であり、法令上の必須資格ではない。
- ・このため、実際には
 - 研修を受けていない支援員が現場に出ている、
 - 研修内容・水準に地域差があり、専門性の質にばらつきがある、という状態が生じている。
- ・また、スーパービジョンや継続研修の仕組みが自治体に委ねられており、制度としては不十分。

現実に起きている問題：制度の理念と運用のギャップ

複数の現場や第三者機関から、次のような傾向・指摘が報告されている：

- 行政の意向に沿った「意見聴取の代行」のようになってしまい、本来の「子どもの代弁者」として機能していない。
 - 施設側や行政が支援員の訪問を嫌がるなど、制度としての自律性が発揮できない。
 - 「子どもが言っていたことを行政に伝えていいか」と事前に本人に尋ねずに共有してしまったという守秘義務違反に近いケース。
 - 単なる「傾聴支援」「相談相手」として軽視され、本来のアドボカシーの力を発揮できていない。
-

結論：

独立性・守秘義務・専門性というアドボカシーの本質要件は、法律上の拘束力や実施体制の面では十分に制度化されておらず、実際の運用においては著しく弱体化・逸脱されるリスクが常に存在している。

これは制度の「換骨奪胎」（名前だけ残して中身を失う）という批判に少なからず根拠を与える状況であり、今後の制度強化・改正なしには理念倒れに終わる危険があると警鐘を鳴らす必要がある。

意見表明支援員制度の「理念と実態の乖離」を是正し、独立性・守秘義務・専門性の制度的担保を実効あるものとするための補強方策を、法改正・通知・制度運用・支援基盤の4層構造で提案する。

1. 法改正レベルで必要な制度補強

(1) 独立性の明文化と担保

- 現状の課題：
 - 「独立性」は努力義務・技術的助言にとどまり、法律には規定されていない。
- 改正提案：
 - 児童福祉法第34条の7の2に、新たに下記のような文言を追加：

「意見表明等支援員は、児童相談所、児童福祉施設その他の支援機関から独立して行動するものとする。」

○ または、意見表明等支援事業の実施主体（都道府県等）に対し、「意見表明等支援員が独立してその職務を遂行できる体制を整備するものとする」とする努力義務条項を追加。

- ねらい：

- 実施主体が自序の職員や関係団体を支援員に充てるなどの形骸化を防ぐ。

(2) 守秘義務の拡充と罰則の導入

- 現状の課題：

- 守秘義務（第34条の7の2）に罰則がなく、効果が限定的。

- 改正提案：

- 守秘義務違反に対する罰則（例えば、過料または行政処分）を導入。
 - 守秘義務の対象者を広く定義（常勤・非常勤・ボランティア含む）。

- ねらい：

- 子どもの信頼を前提とした制度である以上、制度の根幹として守秘義務に法的実効性を持たせる。

(3) 専門性担保の制度化

- 現状の課題：

- 支援員の資格要件が明記されておらず、実質的に無資格者でも担える状態。

- 改正提案：

- 次のような規定を法に明記：

「意見表明等支援員は、こども家庭庁の定める研修課程を修了した者、またはこれと同等以上の知識・経験を有する者に限る。」

- ねらい：

- 各自治体の基準格差や水準の低下を防ぐ。

2. 通知・ガイドラインレベルでの即時補強策

(1) 「独立性」の具体要件の明文化

- 現行の技術的助言（ガイドライン）を以下のように強化：
 - 同一機関・施設・自治体の現職員は支援員に就任不可

- 支援員配置を委託先（NPO・弁護士会等）に限定することを推奨
 - 実施要綱ひな型の整備（例：独立性を確保する人選基準）
- (2) 守秘義務の適用範囲の具体化
- 法適用外の補助的支援員・ボランティアにも守秘義務契約書の締結を義務化する技術的助言
 - 守秘違反リスクと通告義務の線引きを研修カリキュラムで徹底
- (3) 専門性強化の仕組み整備
- 養成研修の「最低時間・内容水準」の統一基準の制定（こども家庭庁通知で実施）
 - 継続的スーパービジョン義務とその記録保存
 - 支援員登録制（名簿登録・研修履歴管理）を全国レベルで導入推奨
-

3. 制度運用面での強化方向

- (1) 第三者機関による支援員認定・評価制度
- 支援員の資格認定や更新制度を全国統一で管理する第三者団体（全国アドボカシーセンター等）を整備
 - 質のばらつきを是正し、実施自治体間での信頼性を確保
- (2) 苦情申立制度と意見表明支援員へのアクセス権の保障
- 子ども本人が「支援員に話を聞いてほしい」と訴えた場合の速やかな対応手順を法的に整備
 - 意見表明支援員の配置義務を一部手続（例：援助方針会議、一時保護時等）に限定せず、子どもが求めた場面全般に拡張
-

4. 基盤的支援：財源と制度啓発の補強

- (1) 国費での安定的財政措置
- 現行の地方単独事業では継続が難しい自治体が多いため、国の補助制度の制度化・恒久化が必要
 - 交付税措置／地方財政計画への明記
- (2) 社会的認知・研修講師人材の育成
- 支援員の社会的認知を高めるための広報（子ども向け動画・パンフレットなど）
 - 養成研修の講師を担う中核人材（アドボカシー・スーパーバイザー等）の育成と支援
-

結論：理念を守るために「法と運用の両輪」が不可欠

制度創設時に示された「アドボカシーの6原則」（子ども中心、独立性、守秘義務、平等性、説明責任、専門性）を実効性ある制度として守るには、**理念を条文化する法改正と、それを支える運用設計の強化が不可欠。**

単なる“制度の拡充”ではなく、「子どもが本当に安心して声を上げられる仕組み」として機能するよう、今後の制度改革の重点は、**独立性と専門性の法的明文化+運用水準の全国的統一**にある。